

社会保険庁関係について

(参考資料)

(基本資料)

1 事業の概要	1
2 職員数(従事者数)	2
3 組織	4
4 主要業務指標及び定員の推移	5
5 業務及び組織・定員の減量・効率化に向けた取組状況	6
6 主要国における同種の業務を行う機関	8
7 在職状況(年齢別)	12

(参考資料)

8 ねんきん事業機構法案の概要	14
9 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要	18
10 健康保険法等の一部を改正する法律案の概要(政府管掌健康保険の公法人化部分の抜粋)	26
11 年金運営新組織 2008年ビジョン	29
12 「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」(内閣官房長官主宰)最終とりまとめ(概要)	42
13 「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」(厚生労働大臣主宰)とりまとめ(概要)	45

(その他)

パンフレット 『知っていますか? 「国民年金」って、実は…』

平成18年3月22日

厚生労働省

1 社会保険庁が実施する事業の概要

政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

年金保険事業

・厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

・国民年金制度

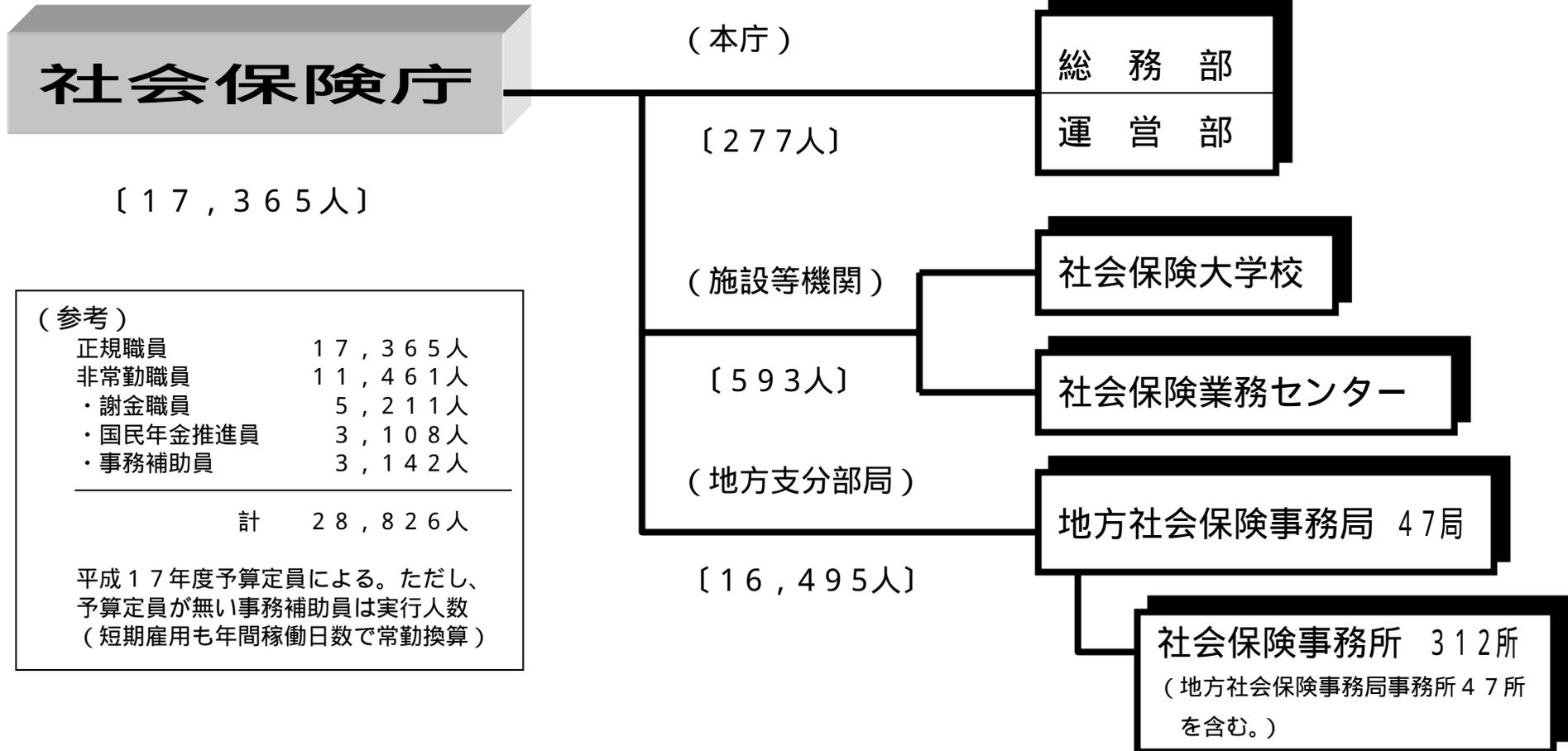
日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。

2 社会保険庁の職員数

(平成17年度末定員)



(参考)

正規職員	17,365人
非常勤職員	11,461人
・謝金職員	5,211人
・国民年金推進員	3,108人
・事務補助員	3,142人
計	28,826人

平成17年度予算定員による。ただし、予算定員が無い事務補助員は実行人数(短期雇用も年間稼働日数で常勤換算)

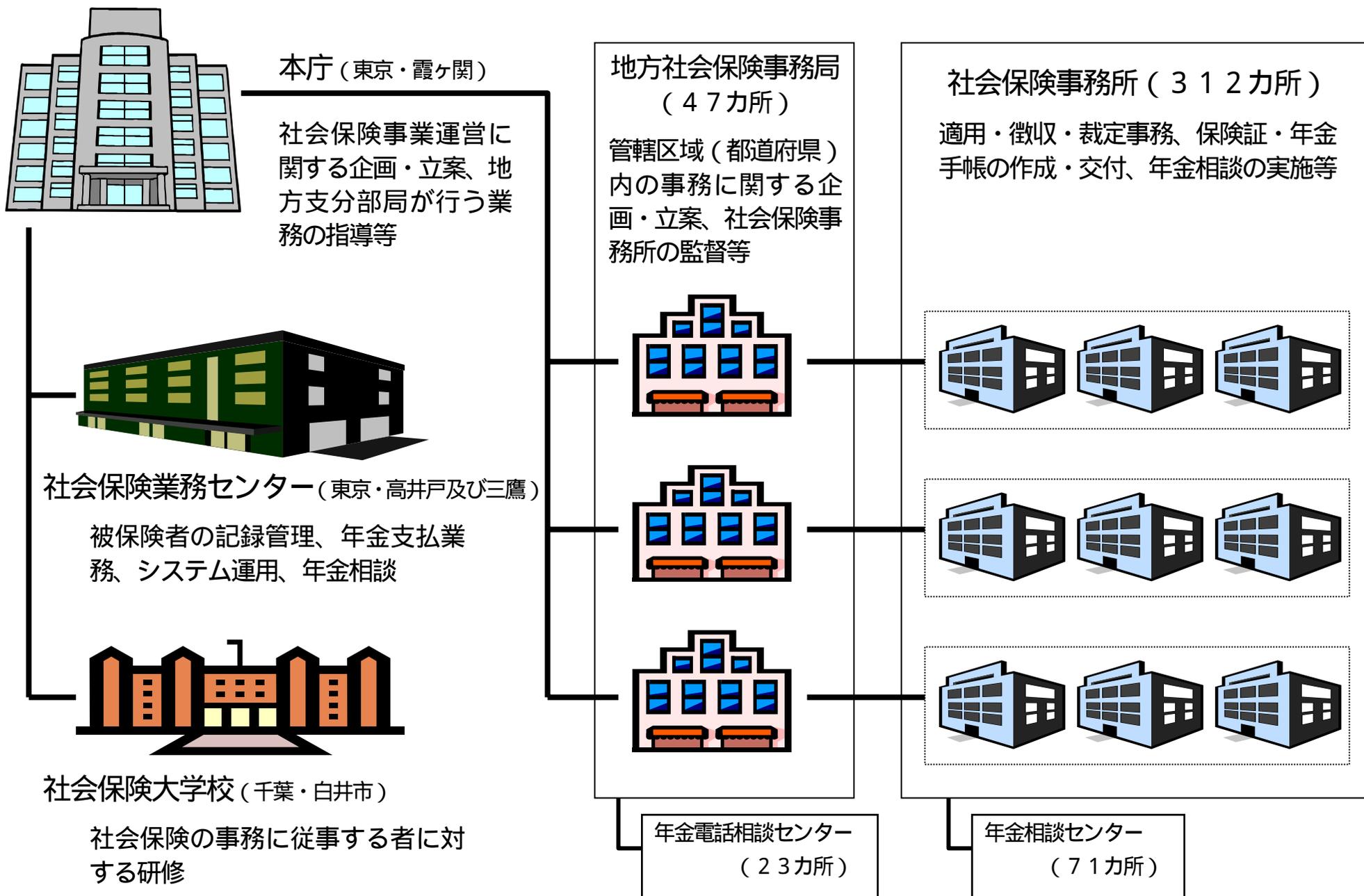
社会保険庁関係従事者数

(平成17年度、単位:人)

	正規	非常勤
社会保険庁 全体	17,365	11,470
本庁	870	170
地方社会保険事務局	3,700	2,600
社会保険事務所	12,800	8,700
庶務・会計業務	1,300	400
適用・徴収・給付業務	7,600	6,300
政管健保・厚生年金	5,000	1,800
国 民 年 金	2,600	4,500
年金給付・年金相談	3,900	2,000

本庁については10人単位、地方支分部局については100人単位の概数である。

3 社会保険庁の組織



4 社会保険庁の主要業務指標及び定員の推移

【これまでの主な制度及び業務改正等】

5年毎に制度改正を実施し、経過措置や併給調整など制度が複雑化

昭和55年1月 社会保険オンラインシステム始動

平成9年1月 基礎年金番号導入

平成14年4月 これまで市町村で行っていた国民年金の保険料収納事務を社会保険庁で実施

平成19年以降 団塊の世代が年金受給開始

年 度	健保・厚生事業所、 船舶所有者数 (千所)	健保・厚生・船保・ 国年の被保険者・ 被扶養者数(千人)	厚生・船保・国年 受給権者数 (千人)	定員数(人)
昭和42年度	1,299	68,040	4,463	15,261
昭和43年度	1,349	70,240	4,734	15,213
昭和44年度	1,406	72,744	4,971	15,058
昭和45年度	1,450	73,964	5,285	14,935
昭和46年度	1,470	73,456	5,941	15,011
昭和47年度	1,522	75,510	6,800	15,274
昭和48年度	1,588	77,518	8,434	15,436
昭和49年度	1,627	77,773	9,209	15,576
昭和50年度	1,661	78,751	10,708	15,827
昭和51年度	1,700	80,084	11,707	16,037
昭和52年度	1,730	81,143	12,644	16,237
昭和53年度	1,772	82,630	13,566	16,422
昭和54年度	1,828	84,081	14,390	16,584
昭和55年度	1,876	85,011	15,191	16,656
昭和56年度	1,909	84,555	15,947	16,708
昭和57年度	1,936	84,948	16,704	16,735
昭和58年度	1,953	84,931	17,486	16,745
昭和59年度	1,968	85,258	18,280	16,752
昭和60年度	1,892	85,441	19,159	16,755
昭和61年度	2,027	90,829	19,979	16,772
昭和62年度	2,129	92,172	20,802	16,794
昭和63年度	2,327	94,244	21,564	16,860
平成元年度	2,529	96,168	22,357	16,919
平成2年度	2,720	97,762	23,094	16,969
平成3年度	2,874	99,748	24,166	17,017
平成4年度	2,966	100,893	25,452	17,077
平成5年度	3,020	101,536	26,852	17,133
平成6年度	3,064	101,727	28,217	17,203
平成7年度	3,101	102,417	30,127	17,267
平成8年度	3,190	102,948	31,684	17,327
平成9年度	3,290	103,324	34,157	17,369
平成10年度	3,269	103,092	35,838	17,395
平成11年度	3,253	102,960	37,597	17,419
平成12年度	3,237	102,293	39,453	17,368
平成13年度	3,195	101,536	41,374	17,354
平成14年度	3,145	101,831	43,744	17,542
平成15年度	3,125	101,353	45,778	17,506
平成16年度	3,143	101,473	47,730	17,466
平成17年度	-	-	-	17,365

主要業務指標については、社会保険庁調べ

5 業務及び組織・定員の減量・効率化に向けた取組状況 (社会保険庁)

【平成14年度】

(224人定削、16人合理化減、428人増員、差引純増 188人)

国民年金の事務体制の見直しによる合理化

上記増員には、省庁間配転受入の定員化による増員を含む。(7人増員)

国民年金の保険料収納事務を市町村から引き上げたため、純増している。

【平成15年度】

(224人定削、80人合理化減、268人増員、差引純減 36人)

業務運営の効率化・事務の合理化

・ 届書入力業務の省力化

・ 事務処理集約化・委託化

上記増員には、省庁間配転受入の定員化による増員を含む。(3人増員)

【平成16年度】

(224人定削、110人合理化減、294人増員、差引純減 40人)

業務運営の効率化・事務の合理化

・ 届書入力業務の省力化

・ 事務処理集約化・委託化

・ 社会保険庁LANの活用による諸報告・統計業務の効率化

・ 複数事業所の一括適用

上記増員には、省庁間配転受入の定員化等による増員を含む。

(9人増員)

【平成17年度】

(224人定削、223人合理化減、346人増員、差引純減101人)

業務運営の効率化・事務の合理化

- ・ 届書入力業務の省力化
- ・ 事務処理集約化・委託化
- ・ 社会保険庁LANの活用による諸報告・統計業務の効率化
- ・ 複数事業所の一括適用
- ・ 局内事務所の見直しによる合理化

上記増員には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構への一部事務の切出しに伴う定員移行減を含む。(10人減員)

【平成18年度】

(814人合理化減、548人増員、差引純減266人)

定員合理化目標数に基づく削減

- ・ 外部委託による合理化
- ・ 社会保険業務の市場化テストの拡大による合理化
- ・ 地方社会保険事務局のブロック化による合理化

上記増員には、環境省への各省間配転に伴う定員移行減を含む。

(2人減員)

(注)各年度の取組内容の記述は、

- ・ 平成14年度～17年度までは、定員削減計画に基づく削減数に加えて計上した合理化減の内容
- ・ 平成18年度は、定員合理化計画の目標数に基づく削減の内容

6 主要国における同種の業務を行う機関について

【 機関名(原語)、 実施業務、 職員数、 被保険者数及び 受給者】

注) 国により制度の違いがあり、組織体制や業務内容等が異なる。

ドイツ

1. 年金制度運営機関

ドイツ年金保険機関(Deutsche Rentenversicherung Bund)

職員(ホワイトカラー)を対象とする年金保険の老齢、障害、遺族年金給付等

約 28,000人 (2004年)

約 2,500万人 (2004年)

約 780万人 (2001年)

出典: Bundesversicherungsanstalt für Angestellte Geschäftsbericht 2004

他に、被保険者の業種毎に以下の機関が年金制度を運営

・ドイツ年金保険地域機関(労働者(ブルーカラー)を対象)

(Regionalträger Deutsche Rentenversicherung Bund)

・ドイツ年金保険機関 - 鉱山・鉄道・海員

(Deutsche Rentenversicherung Knappschaft-Bahn-See)

2. 医療保険制度運営機関及び社会保険料徴収機関

地区疾病金庫(AOK-Allegemeine Ortskrankenkasse)

療養の給付、社会保険料(年金・医療・介護・雇用)の徴収等

約64,000人 (2002年)

約2,650万人 (2002年-被扶養者含む)

出典: AOK ホームページ

他に、被保険者の業種毎に以下の疾病金庫が医療保険制度を運営

・企業疾病金庫 (Betriebskrankenkassen)

・手工業者疾病金庫 (Innungskrankenkassen)

・代替疾病金庫 (Ersatzkassen)

・鉱山従業員組合 (Bundeskknappschaft)

・農業者疾病金庫 (Landwirtschaftliche Krankenkasse)

・海員疾病金庫 (See-Krankenkasse)

フランス

1. 年金制度運営機関

(1) 被用者対象の年金制度(一般制度)

- ・全国老齢保険金庫(CNAV-Caisse nationale d assurance vieillesse)
 - ・地方老齢保険金庫(CRAV-Caisse régionale d assurance vieillesse)
 - ・地方医療保険金庫(CRAM-Caisse régionale d assurance maladie)
老齢年金、遺族年金の給付等
 - ・全国老齢保険金庫 - 全国的な統括及びイル・ド・フランス地域担当
 - ・地方老齢保険金庫 - アルザス - モーゼル地域担当
 - ・地方医療保険金庫 - その他の地域担当
- 約 14,000人 (2003年-3機関の総数)
約 1,650万人 (2003年)
約 1,040万人 (2003年-老齢年金)

出典:Caisse nationale d assurance vieillesse Rapport annuel d activité 2003

(2) 自営業者対象の年金制度

全国商工業者保険機関

(ORGANIC-Caisse nationale du régime d'assurance vieillesse-invalidité-décès des non-salariés de l'industrie et du commerce)

老齢年金及び遺族年金の給付、保険料の徴収等

- 約 2,200人 (2004年)
- 約 70万人 (2004年)
- 約 100万人 (2004年-老齢年金)

出典:ORGANIC DES SOLUTIONS POUR AVANCER

他に、自由業者、農業経営者等の業種毎に機関が存在している。

2. 医療保険制度運営機関

- ・全国医療保険金庫(被用者対象の一般制度)

(CNAMTS-Caisse nationale de l'assurance maladie des travailleurs salariés)

- ・初級医療保険金庫 (CPAM-Caisse peimaire d assurance maladie)

療養の給付、障害年金の給付等

- 約 69,000人 (2003年-2機関の総数)
- 約 4,881万人 (1998年-被扶養者含む)

出典:RAPPORT 2003 SUR LA GESTION DE L ASSURANCE MALADIE
CNAMTS, Indicateur Statistique Résultats 1999

3. 社会保険料徴収機関

- ・社会保障中央機構 (ACOSS-Agence centrale des organismes de sécurité sociale)
- ・社会保障・家族手当保険料徴収連合

URSSAF-Union pour le revouvrement des cotisations de sécurité sociale et d allocations familiales

一般制度に係る社会保険料(年金、医療、労災、家族手当)等の徴収及び財政調整

- 約 15,000人 (2003年-2機関の総数)
- 約 1,740万人 (2004年)

出典:ACOSS rapport annuel 2003

ACOSS/URSAAF ホームページ

アメリカ

1. 年金制度運営機関

社会保障庁 (Social Security Administration)

老齢、障害及び遺族年金等の給付

約65,000人 (2005年)

約1億5,600万人 (2004年)

約5,300万人 (2005年)

出典: SOCIAL SECURITY ADMINISTRATION PERFORMANCE AND ACCOUNTABILITY REPORT
FISCAL YEAR 2005

A Brief Description Of The U.S. Social Security Program (United States Social Security Administration)

2. 医療制度運営機関

メディケア・メディケイドサービスセンター (Center of Medicare and Medicaid Service)

メディケア(65才以上の年金受給者及び障害年金受給者等に対する医療保険)及び
メディケイド(所得が一定基準以下の者等に対する医療扶助)等に係る療養の給付

約5,000人 (2005年)

-

約8,670万人 (2005年)

・メディケア 約4,200万人

・メディケイド 約4,470万人

出典: CMS Financial Report Fiscal Year 2005

3. 徴収機関

内国歳入庁 (Internal Revenue Service)

所得税、法人税及び社会保障税等の徴収

約95,000人 (2004年)

-

-

出典: Internal Revenue Service Data Book 2004

イギリス

1. 年金制度運営機関

年金サービス庁 (The Pension Service)

老齢、障害、遺族年金等の給付

約16,000人 (2004年/2005年)

-

約1,400万人

出典: The Pension Service Annual Report and Accounts 2004/2005

2. 医療制度運営機関

国民保健サービス (The National Health Service)

国民保健サービス(予防からリハビリテーションを含む包括的な医療サービスを国の一般財源をもとに、全国民を対象に、原則無料で提供する制度)における療養の給付等

約130万人 (2004年)

・医療スタッフ 約66万人

・医療サポートスタッフ 約37万人

・事務スタッフ 約21万人

-

- (英国居住者全てが対象)

出典: Staff in the NHS 2004

3. 国民保険料徴収機関

歳入関税庁 (HM Revenue and Customs)

所得税、法人税、国民保険料等の徴収等

約96,000人 (2003年/2004年)

約2,000万人 (2003年/2004年 - 国民保険料徴収対象者)

-

出典: Spring Departmental Report 2005 (HM Revenue & Customs)

【参考】

日本の被保険者数、受給権者数等について(平成16年度現在)

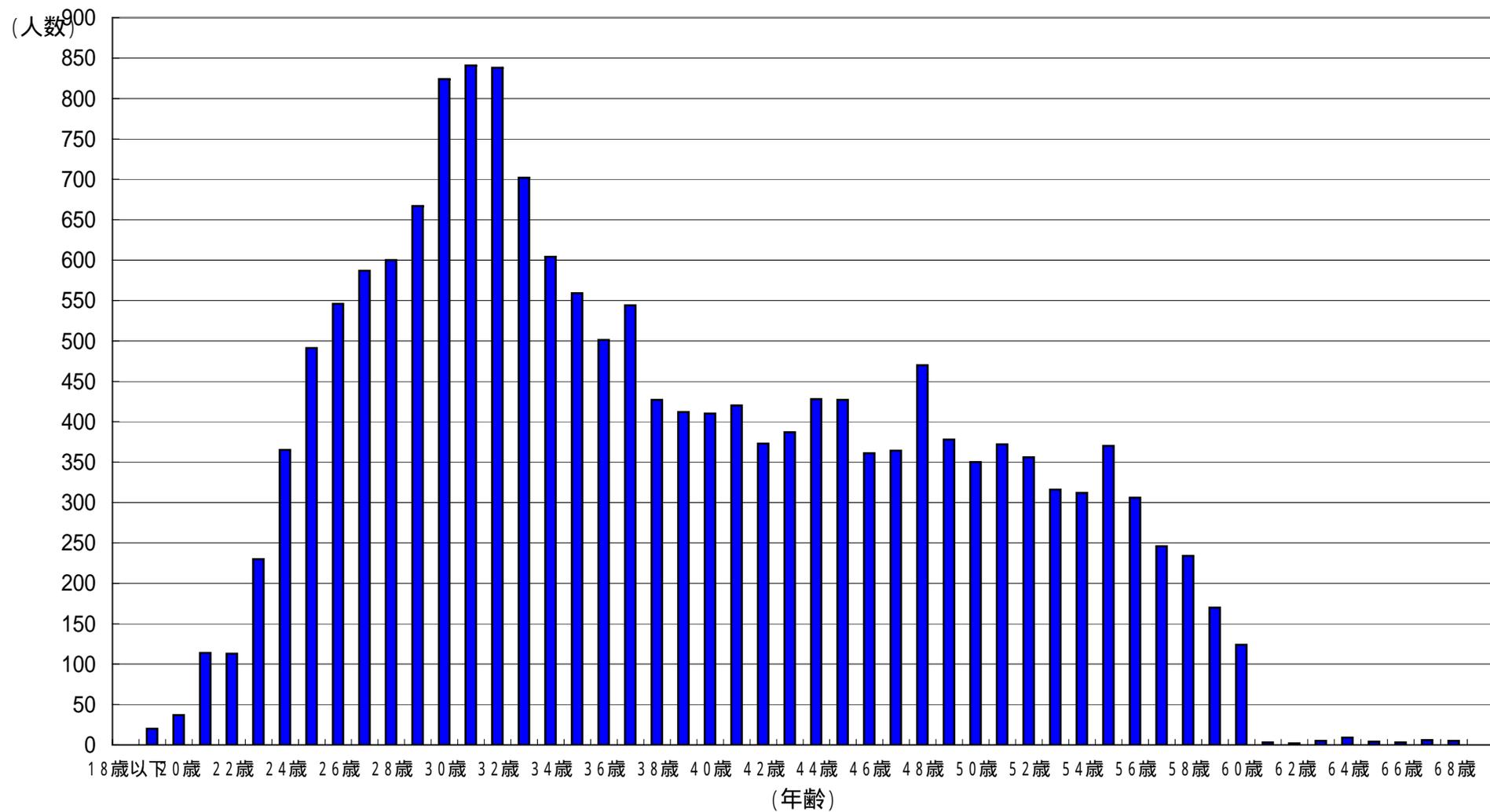
1. 職員数	17,365人
2. 被保険者数	
政府管掌健康保険	1,893万人
船員保険	7万人
厚生年金保険	3,249万人
国民年金	3,316万人
3. 被扶養者数	
政府管掌健康保険	2,669万人
船員保険	11万人
4. 年金受給権者数	
厚生年金保険	2,423万人
国民年金	2,343万人

7 社会保険庁 在職状況

(平成17年1月15日現在)

	実員数 (正規職員)
18歳以下	0
19歳	20
20歳	37
21歳	114
22歳	113
23歳	230
24歳	365
25歳	491
26歳	546
27歳	587
28歳	600
29歳	667
30歳	824
31歳	841
32歳	838
33歳	702
34歳	604
35歳	559
36歳	501
37歳	544
38歳	427
39歳	412
40歳	410
41歳	420
42歳	373
43歳	387
44歳	428
45歳	427
46歳	361
47歳	364
48歳	470
49歳	378
50歳	350
51歳	372
52歳	356
53歳	316
54歳	312
55歳	370
56歳	306
57歳	246
58歳	234
59歳	170
60歳	124
61歳	3
62歳	2
63歳	5
64歳	9
65歳	4
66歳	3
67歳	6
68歳	5
69歳	0
計	17,233

社会保険庁 実員数(平成17年1月15日現在)



8 ねんきん事業機構法案の概要

．組織

厚生労働省に、政府管掌年金事業（厚生年金保険事業及び国民年金事業）の運営を目的とする特別の機関として、「ねんきん事業機構」を設置する。

「ねんきん事業機構」の長は、「代表執行責任者」とする。

「ねんきん事業機構」の地方組織として、「地方年金局」（地方ブロック機関）及び「年金事務所」（第一線機関）を設置する。

「ねんきん事業機構」の職員（年金運営会議の委員等を除く。）は、代表執行責任者が任免する。

．事業運営

1 ．事業運営の基本理念

「ねんきん事業機構」は、その事業運営に当たり、国民の意見を反映しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、事務処理の効率化並びに事務運営の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと等を定める。

2 ．職員の服務

「ねんきん事業機構」の職員は、保険料により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。

3 ．年金運営会議

代表執行責任者が事業運営に関する重要事項について決定しようとするときは、「年金運営会議」の議を経なければならないこととする。

「年金運営会議」は、代表執行責任者及び委員4名以内をもって組織する。

「年金運営会議」の委員は、過去に厚生労働省の常勤の職員となつたことがない者であつて、政府管掌年金、経営管理、債権の管理・徴収、サービスの改善又は情報システムに関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が任命する。

「年金運営会議」の委員のうち、1人は常勤（任期3年）とし、その他の委員は非常勤（任期5年）とする。

代表執行責任者は、年金運営会議の終了後、速やかに、会議の議事概要を作成し、公表しなければならないこととする。

4 . 特別監査官

「ねんきん事業機構」に「特別監査官」を置き、会計監査及び業務監査（個人情報管理監査を含む。）を行わせるものとする。

「特別監査官」は、過去に厚生労働省の常勤の職員となつたことがない者であつて、財務管理及び経営管理に関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が命ずる。

「特別監査官」は、監査を行った場合、監査報告書を作成し、代表執行責任者に提出する。代表執行責任者は、監査報告書を年金運営会議に報告し、公表するものとする。

「特別監査官」は、年金運営会議に出席し、意見を述べることができるとともに、代表執行責任者に対し、年金運営会議の招集を求めることができる。

5 . 被保険者等の意見の反映

代表執行責任者は、事業運営の基本理念を踏まえ、被保険者、事業主、受給権者等の意見を事業運営に反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

6 . 目標及び実績評価

厚生労働大臣は、毎年度、「ねんきん事業機構」の達成目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表するものとする。

7 . 年金個人情報利用及び提供の制限

年金個人情報については、政府管掌年金事業の実施並びに全国健康保険協会による健康保険事業に関する事務、介護保険料等の特別徴収、他制度との併給調整等の事務を遂行する場合以外には、利用又は提供できないものとする。

8 . 年金委員

厚生労働大臣は、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、被保険者等からの相談に応じる等の活動を行う年金委員を委嘱する。

．経過措置及び検討規定

政府は、法律の施行状況、国民年金保険料の納付状況、業務の効率化及び改善状況等を勘案して、必要があると認めるときは、「ねんきん事業機構」の組織・事業運営の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

「ねんきん事業機構」は、船員保険事業について、行政改革推進法の規定に基づく措置（平成18年度末を目途に検討し、その結論に基づき、平成22年度までを目途に一般制度に統合する）が講じられるまでの間、その事務を行うものとする。

厚生労働大臣は、法律の施行日前においても、この法律の施行に必要な準備行為をすることができるものとする。

．関係法律の一部改正

厚生労働省設置法から「社会保険庁」を削除する。

保険医療機関等に対する指導・監査等、社会保険診療報酬支払基金（各都道府県支部）に対する指導監督及び審査請求事件に関する社会保険審査官の事務は、地方厚生局において実施するものとする。

地方社会保険事務局及び社会保険事務所の職員によって組織される共済組合（社会保険職員共済組合）を廃止し、厚生労働省共済組合へ統合する。

以上のほか、厚生労働省設置法、厚生年金保険法、国民年金法等に関し、ねんきん事業機構の設置に伴う所要の改正を行う。

．施行期日

平成20年10月1日（一部を除く。）

社会保険庁改革の在り方

～ 社会保険庁を廃止・解体し、国民の信頼を得ることのできる新組織を設立～

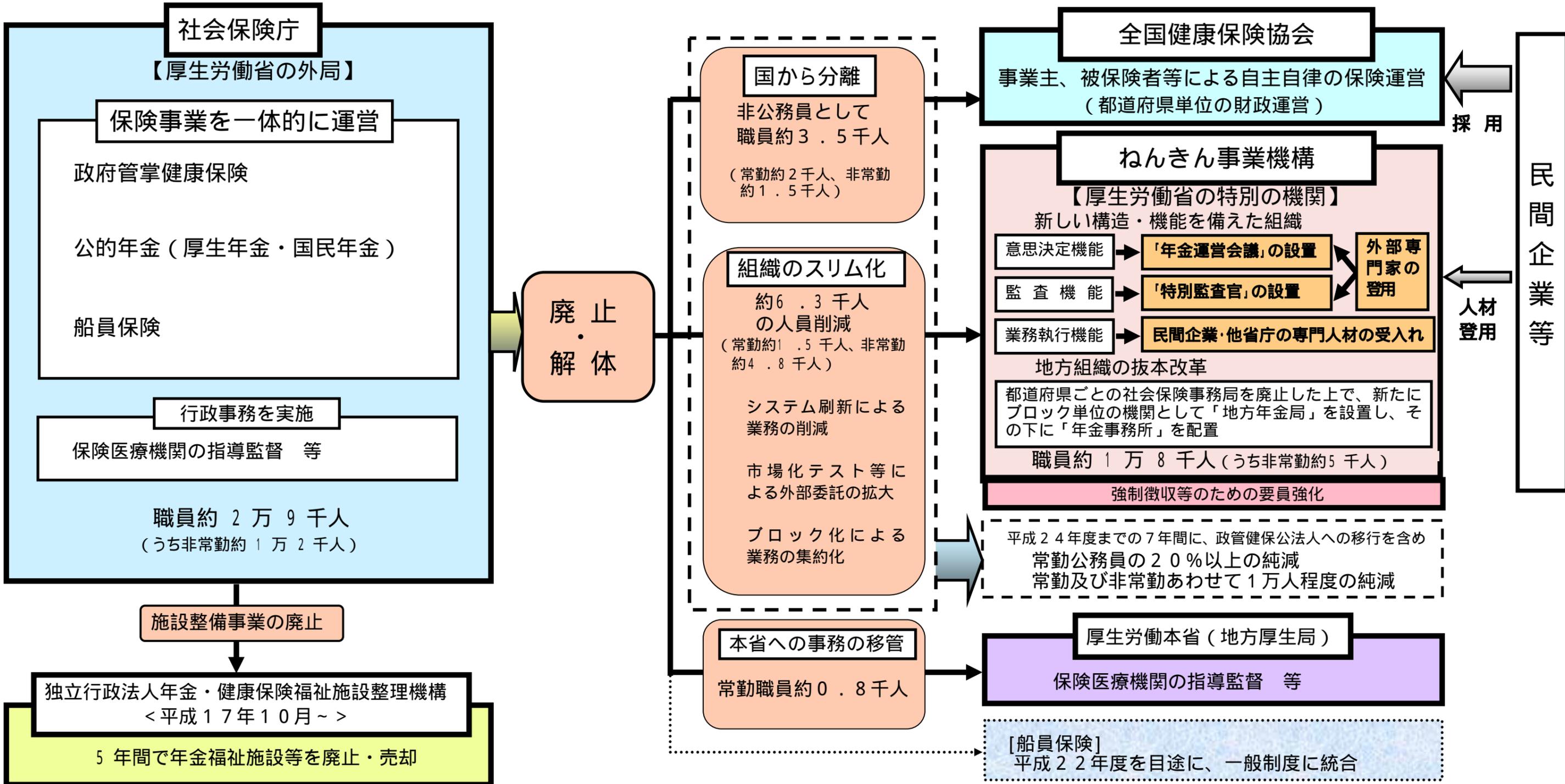
社会保険庁を廃止・解体し、平成20年10月、公的年金及び政管健保について、それぞれ新たな運営主体を設立。

公的年金の運営を担う新組織については、

名実ともに新たな国家行政組織として再出発する観点から、現在の「外局」ではなく、厚生労働省の「特別の機関」として「ねんきん事業機構」を設立することとし、外部人材の登用による「年金運営会議」及び「特別監査官」といった新しい構造・機能を備えるとともに、

1万人程度(常勤約3,500人、非常勤約6,300人)の人員削減、民間企業的人事評価制度の導入、地方組織の抜本改革等の構造改革を行うほか、年金受給者や年金保険料負担者等の意向を事業運営に反映させるため、「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設ける。

今国会に「ねんきん事業機構法案」を提出。(国民の信頼に足る新たな組織としての再出発を明らかにするため、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の事業運営の基本等とともに新組織の設置を定めた新たな単独立法とする。)



9 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

．サービスの向上

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

1 ．住所変更等の届出の省略〔平成 23 年 4 月施行〕

住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者情報を取得することにより、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止し、被保険者等の事務負担の軽減及び被保険者等記録の的確な管理を図る。

(住民基本台帳法関係)

2 ．住民基本台帳ネットワークシステム情報の活用〔公布日施行〕

被保険者等の住所変更等の届出の原則廃止を可能とするとともに、34歳到達者のうち国民年金未加入者への適用勧奨を行うため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けられることのできる事務として、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」等を追加する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係)

3 ．社会保険と労働保険との連携の推進〔平成 20 年 4 月施行〕

労働保険における年度更新(当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付)の期限を、社会保険の標準報酬月額算定に関する届出の期限である7月10日に統一することにより、事業主による手続の簡素化等を図る。

・保険料の収納対策の強化等

(国民年金法関係)

1 . 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

クレジットカードによる保険料納付

〔平成 19 年 3 月 31 日までの日で政令で定める日〕

国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を可能とする。

任意加入被保険者の保険料納付方法として口座振替を原則化

〔平成 19 年 4 月施行〕

国民年金の任意加入被保険者（60 歳以上 65 歳未満の者等）について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れを防止し、年金受給権の確保を確実にする。

保険料免除等の手続の簡素化

国民年金保険料の免除の対象者である生活保護受給者や学生等について免除手続を確実にし、また重点的に申請の勧奨ができるよう、福祉事務所や医療保険者等に対し、情報の提供を求めることができることとする。〔公布日施行〕

大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。〔平成 19 年 4 月施行〕

2 . 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進

(国民健康保険法、国民年金法関係)

国民健康保険(市町村)との連携〔平成19年4月施行〕

市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができるとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようにする。

上記の短期の被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村がその申出により、納付受託機関となることができることとする。

(健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法、国民年金法関係)

社会保険制度内の連携

社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護保険事業者・介護保険施設及び社会保険労務士)による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。
〔平成20年4月施行〕

併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。〔平成19年4月施行〕

(国民年金法関係)

3 . 事業主との連携による保険料納付の促進〔公布日施行〕

従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることとする。

(厚生年金保険法関係)

4 . 滞納処分のための資料の提供要求〔平成18年10月施行〕

厚生年金の滞納事業所に対する滞納処分の的確な実施を図るために、官公署に対し、資料の提供を求めることができることとする。

・国民年金事業等の公正・透明・効率的な運営の確保

(国民年金法関係)

1 . 事務費国庫負担の見直し〔平成 19 年 4 月施行〕

平成 10 年度より特例措置として保険料財源が充当されている年金事務費について、受益と負担の明確化等の観点から、保険料を充当できることを恒久措置として定める。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

2 . 福祉施設規定の見直し〔平成 19 年 4 月施行〕

年金福祉施設の設置等の根拠であった、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、新たに「年金相談、年金教育・広報、情報提供等の国民年金事業・厚生年金保険事業の円滑な実施等を図るための事業を行うことができる」旨の規定を設ける。

3 . その他の事項

(国民年金法関係)

被保険者資格に関する情報の取得〔公布日施行〕

国民年金被保険者の適用勧奨を効率的に実施するため、市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求めることができることとする。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

基礎年金番号の法定化〔平成 20 年 10 月施行〕

ねんきん事業機構の業務と他の社会保険に関する業務の連携を図るため、基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、基礎年金番号を適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

・その他の法律の一部改正及び検討規定

国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関し、事務費負担の見直しに関する改正を行うほか、厚生保険特別会計法、船員保険特別会計法、国民年金特別会計法等に関し、上記の改正に伴う所要の改正を行う。

政府は、施行後5年を目途として、この法律による改正後の国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

新組織の発足に向けた業務改革の推進

国民の信頼を回復するためには、組織改革とともに、これまでの事業運営に対する御批判・御指摘の一つひとつをしっかりと受け止め、速やかに変えるべく、徹底した業務改革の取組が不可欠。
 現在、「緊急対応プログラム」(平成16年11月策定)及び「業務改革プログラム」(平成17年9月策定)に基づき、様々な取組を実施しているが、法律改正を要する事項について、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において必要な措置を行い、新組織の発足に向け、業務改革の着実な実施を図る。

これまでの問題点と課題

【サービスの向上】

- 年金相談の待ち時間が長い
- 手続やお知らせの内容が複雑でわかりにくい

【保険料徴収の徹底】

- 保険料を納めやすい環境づくりが不十分
- 効率的・効果的な収納対策が講じられていない

【予算執行の無駄の排除】

- 安易な随意契約が多い
- 予算執行に当たって、必要性が精査されていない

【個人情報保護の徹底】

- 個人情報が適切に取り扱われていない

新組織の発足に向け、継続的に業務改革の取組を推進

<実施中の取組>

- 58歳通知の実施(16年3月~)
- 年金相談の時間延長(16年12月~)・休日相談(17年度~)の実施
- 各種通知書等の総点検の実施(16年度~)
- 「サービススタンダード」の設定・徹底(17年度~)
- 全国統一番号による「ねんきんダイヤル」サービスの実施(17年10月~)
- 裁定請求書の事前送付サービスの実施(17年10月~)

- コンビニ(16年2月~)・インターネット等(16年4月~)を通じた納付
- 所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底(16年10月~)
- 保険料収納事務への市場化テストの活用(17年10月~)
- 口座振替割引制度の導入(17年度~)
- 若年者納付猶予制度の創設(17年度~)

- 徹底した事務費の節減(16年度~)
- 競争入札又は企画競争の原則化(16年8月~)
- 「調達委員会」による厳格な審査(16年10月~)
- オンラインシステムの最適化計画の策定(17年度中)及び実施(18年度~22年度)
- 独立行政法人を設立し、福祉施設等の整理合理化(17年10月~)

- 職員ごとのカード番号の固定化(16年7月~)
- 本人識別パスワードの導入(16年10月~)
- 被保険者記録へのアクセス内容の監視(17年1月~)
- 全職員を対象とした職員研修の継続的な実施(随時)

<実施予定の取組>

- インターネットによる年金加入記録の即時提供(18年3月~)
- 被保険者資格に関する情報の取得(18年度中~)
- ポイント制の導入(20年度~)
- 労働保険との徴収事務の一元化の推進(20年4月~)
- 住基ネット情報の活用の拡大(18年度中~)

- 免除申請手続の簡素化(18年7月~)
- 多段階免除制度の導入(18年7月~)
- 法定免除の手続の簡素化(18年度中~)
- クレジットカードによる納付(18年度中~)
- 厚生年金の滞納処分のための資料の提供要求(18年10月~)
- 事業主との連携による保険料納付の促進(18年度中~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化(19年4月~)
- 任意加入被保険者の口座振替利用の原則化(19年4月~)
- 国民健康保険(市町村)との連携(19年4月~)
- 社会保険制度内の連携による保険料納付の促進(20年4月~)

- 事務費国庫負担の見直し(19年度予算~)
- 福祉施設規定の見直し(19年4月~)

- 年金運営新組織における年金個人情報の保護に関する規定の整備(ねんきん事業機構法案に規定:20年10月~)
- 基礎年金番号の法定化(20年10月~)

新組織発足時(平成20年10月)の姿

積極的な情報提供や、簡単な手続の実現により、わざわざ事務所にお越しいただく必要のない便利な年金サービスを提供

多様なライフスタイルに対応した「簡単」・「便利」な納め方を提供
 不公平感のない保険料負担を実現
 効率的で質の高い保険料収納事務を実現

効率性・透明性が徹底された予算執行を確立

個人情報保護の重要性の認識が徹底された職場を実現

下線部が「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において措置する事項

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくりの整備

口座振替の推進
口座振替割引制度の導入 (H17.4~)

(口座振替率)

	15年度末	16年度末	19年度目標
振替率	35%	37%	50%
件数	632万人	651万人	

任意加入者の口座振替の原則化 (H19.4~)

コンビニ納付の導入 (H16.2~)

16年度利用状況 347万件

インターネット納付の導入 (H16.4~)

16年度利用状況 7万件

クレジットカード納付の導入 (H18年度~)

税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

納付督促の実施

催告状(手紙)
H17年度 3,967万件

電話
H17年度 829万件

戸別訪問(面談)
H17年度 1,718万件

集合徴収(呼出)
H17年度 2,004万件

度重なる督促にも応じない

・質の向上
・効率化

強制徴収の実施

不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	14万件
納付等	18,959件	最終的に60万件 実施可能な体制を構築
財産差押え	380件	

効率化により強制徴収へ要員シフト

電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)

若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)

免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)

申請免除手続の簡素化 (H18.7~)

多段階免除制度の導入 (H18.7~)

法定免除手続の簡素化 (H18年度~)

学生納付特例の申請手続の簡素化 (H19.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H18年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H19.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関、介護保険事業者等、社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H.19.4~)、長期末納の場合は指定等を行わない (H20.4~)

広報・年金教育等

年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭

学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進

ポイント制・年金カードの導入等、きめ細かい情報・サービスの提供

下線部は、今般法律等により新たに措置する事項

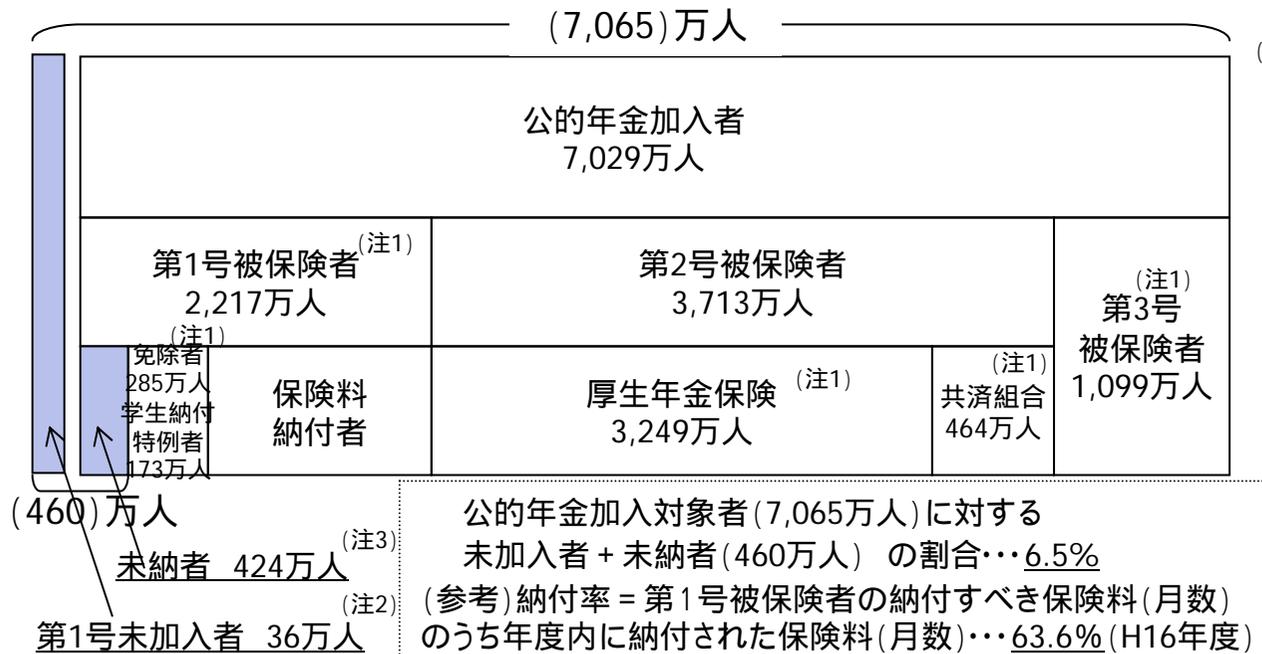
国民年金の加入・納付の状況

国民年金(基礎年金)制度は全国民を対象とする制度であり、加入対象者全体の約93%は保険料を納付している(注)。

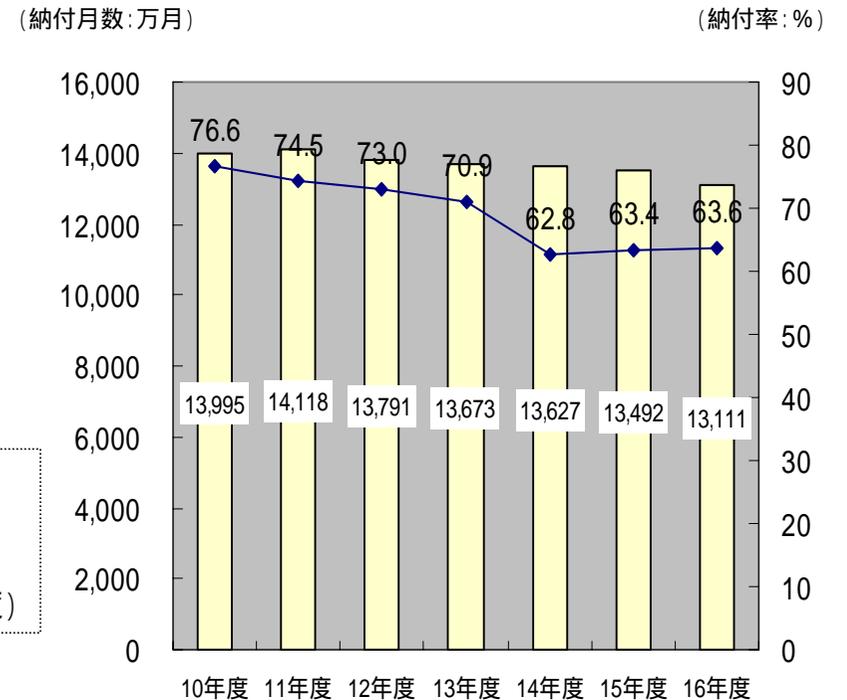
第1号被保険者(自営業者等)に限って納付状況をみると、納付すべき保険料のうち年度内に納付された保険料は約64%。

(注) 免除者・学生納付特例者や第3号被保険者を含む。

《公的年金加入者の状況(平成16年度末)》



《国民年金保険料の納付率、納付月数》



出所: 「平成16年度の国民年金の加入・納付状況」

(注) 1 平成17年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(34万人)を含めて計上している。

2 平成16年11月30日現在(平成16年公的年金加入状況等調査より)。

3 平成17年3月末現在(未納者とは、24か月(15年4月～17年3月)の保険料が未納となっている者)。

4 平成17年3月末現在、過去2年間に第1号被保険者の期間をもつ者(年度末時点で、第1号被保険者ではない者も含む。)のうち、1か月でも保険料が未納となっている者は、1,119万人。

5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

平成18年3月現在でとりまとめた数値である。

1 0 健康保険法等の一部を改正する法律案の概要 (政府管掌健康保険の公法人化部分の抜粋)

政府管掌健康保険については、国とは切り離した全国単位の公法人を保険者として設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

公法人については、関係事業主、被保険者等の意見に基づく自主自律の運営を確保していく。また、被用者保険の最後の受け皿であることを踏まえ、準備金の積立や、保険料率に関する必要な国の関与、保険料率の上下限の見直しなど、必要な措置を講ずる。

. 政管健保の公法人化

健康保険組合に加入していない被用者の健康保険事業を行う保険者として全国健康保険協会(以下「協会」という。)を設立する(平成20年10月)。適用・徴収業務は、ねんきん事業機構において行う。

組織

- ・運営委員会(事業主3名、被保険者3名、学識経験者3名の計9名を大臣が任命)を設ける。予算、事業計画、保険料率の変更等は運営委員会の議を経なければならないものとする。
- ・理事長は、運営委員会の意見を聴いて、大臣が任命する。
- ・都道府県ごとに支部を設けるとともに、評議会(事業主、被保険者、学識経験者から支部長が委嘱)を置き、支部の業務について意見を聴く。

. 都道府県単位の財政運営

都道府県ごとに、年齢構成や所得水準の違いを調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定する。(なお、都道府県単位の保険料率への移行に伴い、保険料率が大幅に上昇する場合には、5年間に限り、激変緩和措置を講ずる。

都道府県単位保険料率は、各支部の評議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経て決定する。

協会成立後 1 年以内に都道府県単位保険料率を決定するものとし、それまでの間は政管健保の保険料率を適用

・ 財政運営の安定化等

予算や事業計画、財務諸表等は大臣認可とする。

保険料率の変更は大臣認可とするとともに、保険料率の変更命令や職権変更の権限を大臣に付する。

保険料率の上下限（現行 6.6%～9.1%）は、健保組合と同様とし、3.0%～10.0%に改める。

2 年ごとに 5 年間の収支の見通しの作成を義務づける。

準備金の積立てを義務づける。

借入金は大蔵省認可にする等の規制を行うとともに、借入金には政府保証を付すことができるものとする。

・ 設立に係る措置等

厚生労働大臣は、設立委員を命じて、定款の作成等の設立に関する事務を処理させる。

設立委員は、協会の職員の労働条件及び採用基準を作成する。社会保険庁からの職員の採用については、社会保険庁長官を通じて、募集を行う。

協会の設立の際、健康保険事業に関して国が有する資産及び負債は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。

上記のほか、所要の経過措置を講ずる。

平成20年度に新設される公法人においては、被保険者や事業主の方々に、一層身近で信頼できる組織を目指します。

